

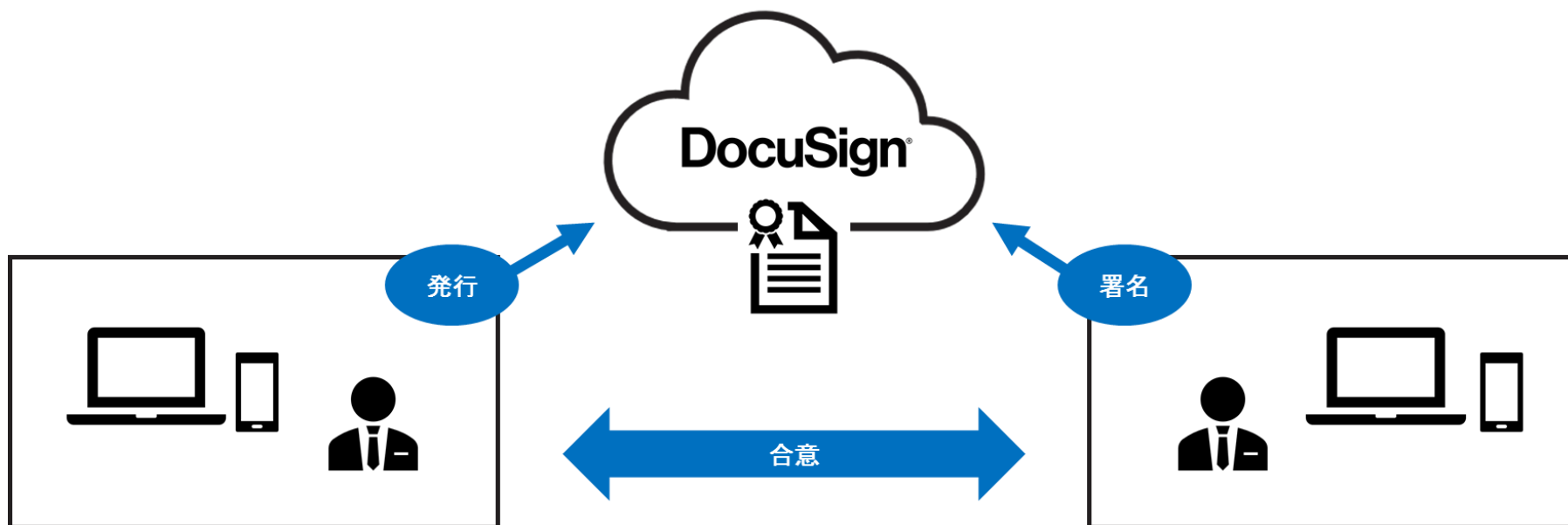
電子署名DocuSign ご利用に関するご案内

積水化学工業株式会社

2022.12 改定

- 当社では、紙文書への捺印・署名に代えて、電子ファイル上に意思表示の証跡を残す電子署名サービス「DocuSign」（以下「本サービス」といいます）の導入を致しました。
- 本書では、取引先様にご利用いただいた場合のメリットや手順等をご説明します。
- 本サービスの利用イメージや詳細説明については、以下のWEBサイトをご参照ください。
 - ・ [DocuSign基本機能の説明動画](#)
 - ・ [DocuSign社サポートサイト](#)
 - ・ [DocuSign社プライバシーポリシー](#)

DocuSignの電子署名は紙と署名捺印による合意をデジタルにするクラウドサービスです。
パソコンやモバイルデバイスでいつでもどこからでも合意が行え、その記録をDocuSignが第三者的に安全に記録することで証拠能力をもたせます。



- 本サービスをご利用いただくメリットは以下のとおりです。
 - ✓ 印紙代の削減（※）
 - ✓ 契約書原本を郵送する工数・費用の削減
 - ✓ 契約締結までに要する時間の短縮
- 取引先様におけるアカウントの登録、利用料のご負担、専用のアプリケーションのインストールはいずれも不要です。
- システム要件は[DocuSign社のWEBサイト](#)をご確認ください。

※ 電子ファイルを原本とする場合、印紙税の課税対象とはなりません。

本サービスをご利用頂く場合の流れは以下のとおりです。

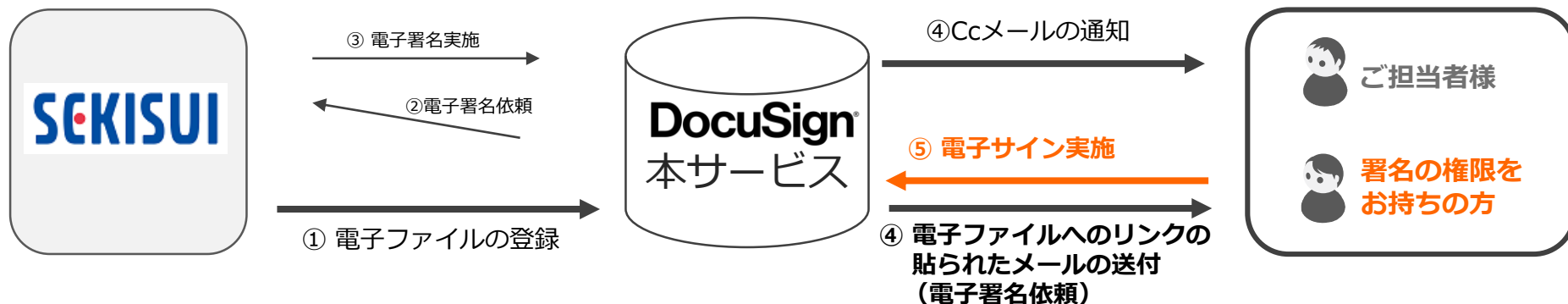
- ① 当社にて電子署名を行う文書の電子ファイルを本サービス上に登録。
貴社の署名権者様に対し、電子ファイルへのリンクが貼られたメールが本サービスから送付されます。

※ 本サービスからのメールが迷惑メールに分類されることがありますので、ご注意ください。

- ② 貴社の署名権者様がメールに貼られたリンクから文書にアクセスし、電子署名を実施。

当社

貴社



電子署名のご利用に先立ち、以下の情報を当社担当者にご提供ください。

ご提供頂く情報	目的等
署名権者の役職・氏名	※契約書の署名欄に既に記入している場合は不要です。
署名権者ご本人のメールアドレス（※）	署名権者ご本人を特定するために必要な情報です。このメールアドレスに対して、電子署名の署名依頼のメールが通知されます。 署名権者ご本人のメールアドレスをご提供ください。
Ccに入れる担当者の氏名とメールアドレス	電子署名発信時に署名者以外の担当者にCcを入れることが可能です。Ccに入れる必要のある担当者の氏名とメールアドレスをご提供ください。 組織メールアドレスも可能です。

※署名権者のメールアドレスに関しては、次頁をご確認ください。

- 電子署名の本人性の確保の観点から、原則として、署名権者（名義人）ご本人のメールアドレスで署名をお願いします。
 - ご本人のメールアドレスで署名することがやむを得ず困難である場合、以下の事項を確認できる資料を当社担当者にご提供ください（例：社内規則の該当箇所の写し、貴社の社印入り回答文書（PDF可）など）。
 - ご本人以外のメールアドレス（例：組織メールアドレス）で契約締結を行う運用を会社として正式に行っていること
 - そのメールアドレス保有者（例：署名権者の下位の役職者）に対し、署名作業を行う正当な権限移譲がされていること
- ※**建設業法に基づく請負契約**など、関係法令上の要件として本人性（本人確認措置）が求められる場合は、必ず署名権者（名義人）ご本人のメールアドレスで署名をお願いします。

電子署名を実施される方（署名権者様）における作業 **SEKISUI**

本サービスを介して、電子署名の依頼メールが届きますので、「**文書の確認**」をクリックしてください。

「**続行**」を押し、契約の内容をご確認ください。



DocuSign

茅ヶ崎 海斗さんが確認と署名を依頼しています。

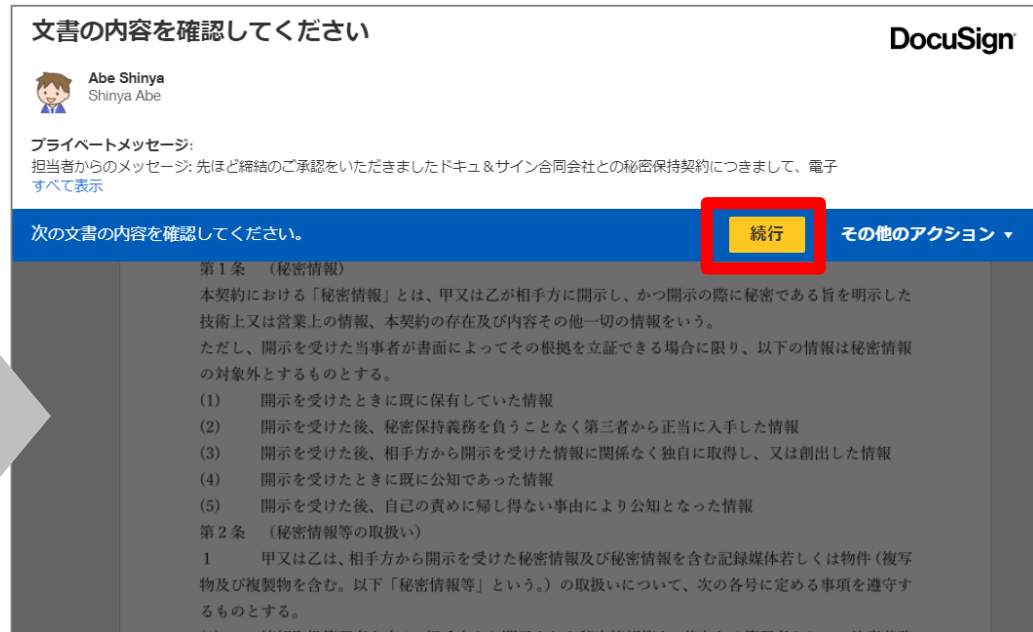
文書の確認

Abe Shinya
shinya_abe@docusign.com

茅ヶ崎 海斗さんにより、Abe Shinyaさんからの文書の代理署名者として指定されました。

プライベートメッセージ

担当者からのメッセージ: 先ほど締結のご承認をいただきましたドキュ&サイン合同会社との秘密保持契約につきまして、電子サインの締結の依頼がございましたので、ご署名のほどよろしくお願いいたします。



DocuSign

文書の内容を確認してください

Abe Shinya
Shinya Abe

プライベートメッセージ:
担当者からのメッセージ: 先ほど締結のご承認をいただきましたドキュ&サイン合同会社との秘密保持契約につきまして、電子
すべて表示

次の文書の内容を確認してください。 **続行** その他のアクション ▾

第1条 (秘密情報)
本契約における「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上又は営業上の情報、本契約の存在及び内容その他一切の情報をいう。
ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

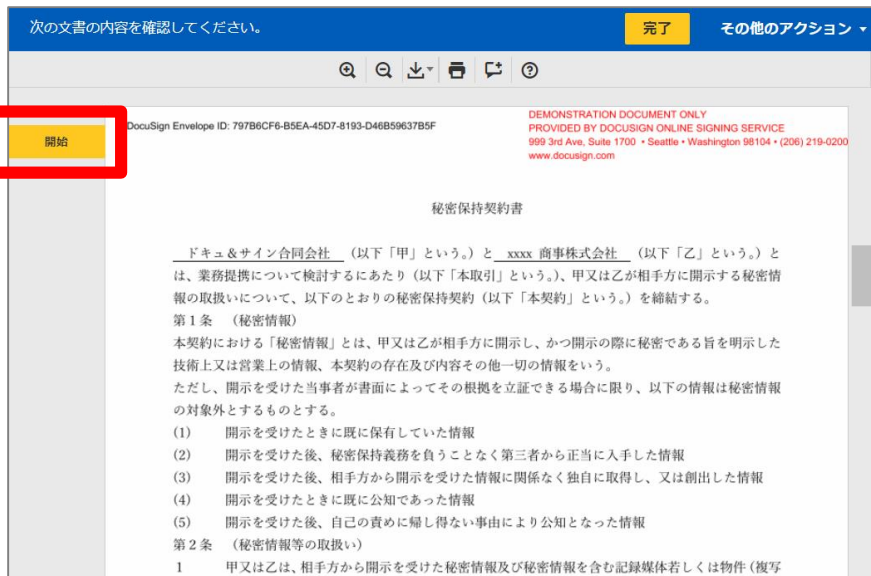
- (1) 開示を受けたときに既に保有していた情報
- (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- (4) 開示を受けたときに既に公知であった情報
- (5) 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

第2条 (秘密情報等の取扱い)
1 甲又は乙は、相手方から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件(複写物及び複製物を含む。以下「秘密情報等」という。)の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

※ 本サービスからのメールが迷惑メールに分類されることがありますので、ご注意ください。

左上の「開始」を押すと、電子署名を付す場所に移動します。

「署名」を押し、電子署名をご入力ください。
(活字書体か手書きかを選択できますが、法的な効力に影響を与えるものではありませんので、いずれをご利用いただいても問題ありません)



次の文書の内容を確認してください。 完了 その他のアクション

DocuSign Envelope ID: 797B6CF6-B5EA-45D7-8193-D46B59637B5F

DEMONSTRATION DOCUMENT ONLY
PROVIDED BY DOCUSIGN ONLINE SIGNING SERVICE
999 3rd Ave, Suite 1700 • Seattle • Washington 98104 • (206) 219-0200
www.docuSign.com

開始

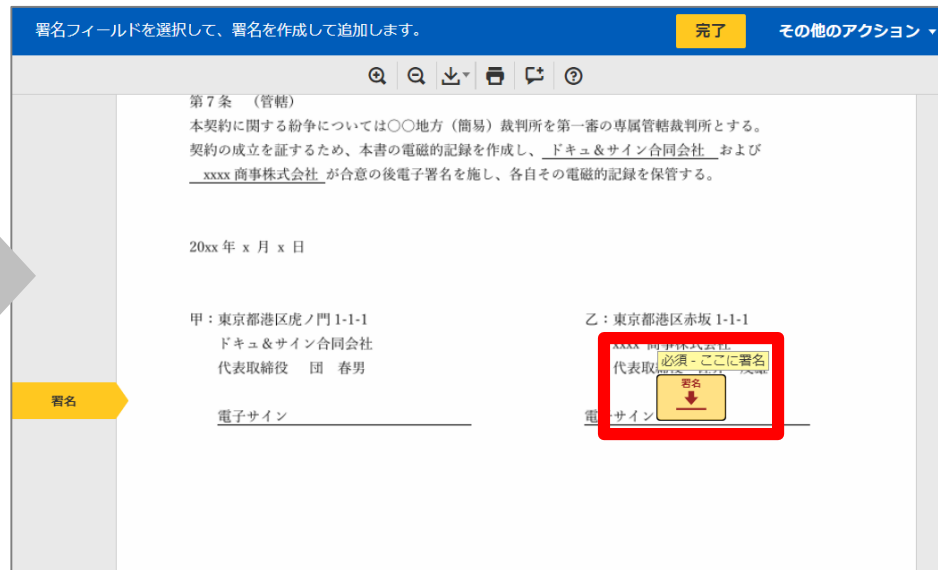
秘密保持契約書

ドキュ&サイン合同会社（以下「甲」という。）と xxxx 商事株式会社（以下「乙」という。）とは、業務提携について検討するにあたり（以下「本取引」という。）、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおりの秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（秘密情報）
本契約における「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上又は営業上の情報、本契約の存在及び内容その他一切の情報をいう。
ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

- 開示を受けたときに既に保有していた情報
- 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- 開示を受けたときに既に公知であった情報
- 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

第2条（秘密情報等の取扱い）
1 甲又は乙は、相手方から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件（複写



署名フィールドを選択して、署名を作成して追加します。 完了 その他のアクション

第7条（管轄）
本契約に関する紛争については〇〇地方（簡易）裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、ドキュ&サイン合同会社 および xxxx 商事株式会社 が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

20xx 年 x 月 x 日

甲：東京都港区虎ノ門 1-1-1
ドキュ&サイン合同会社
代表取締役 団 春男

乙：東京都港区赤坂 1-1-1
xxxx 商事株式会社
代表取締役 必須 - ここに署名
電子サイン

署名

完了しました。[完了] を選択すると文書が送信されます。

完了 その他のアクション ▾

🔍 🔍 ⬇️ 📄 🗨️ ⓘ

本契約に定めのない事項については本契約に附随が工した物には、効力が及ぼされず、

第7条（管轄）
本契約に関する紛争については〇〇地方（簡易）裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、ドキュ&サイン合同会社 および
xxxx 商事株式会社 が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

20xx 年 x 月 x 日

甲：東京都港区虎ノ門 1-1-1
ドキュ&サイン合同会社
代表取締役 団 春男
電子サイン _____

乙：東京都港区赤坂 1-1-1
xxxx 商事株式会社
代表取締役 佐井 茂雄
DocuSigned by:
佐井 茂雄
電子サイン _____

最後に「完了」を押してください。これで契約に電子署名が付されたこととなります。

全ての署名が完了すると署名を実施した方、Cc通知を受けた方に通知メールが届きます。「完了済文書の表示」ボタンをクリックすると完了済文書（締結済文書）にアクセスできます。

ダウンロードアイコンを押し、プルダウンから「結合されたPDF」か「個別PDF」のいずれかを選択します。「結合されたPDF」を選択した場合、完了済文書と完了証明書が結合されたPDFデータがダウンロードされます

DocuSign



文書での作業が完了しました

完了済みの文書を表示

Abe Shinya
shinya.abe@docusign.com

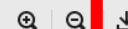
すべての担当者が「DocuSignで送信: 秘密保持契約書_サンプル.docx」での作業を完了しました。

※通知メールには完了済文書と完了証明書が添付されます。

この文書のすべての署名処理は完了しました。

閉じる

その他のアクション



結合されたPDF
個別のPDF

DEMONSTRATION DOCUMENT ONLY
PROVIDED BY DOCUSIGN ONLINE SIGNING SERVICE
999 3rd Ave, Suite 1700 • Seattle • Washington 98104 • (206) 219-0200
www.docusign.com

秘密保持契約（案）

積水化学工業株式会社（以下「甲」という）と積水サイン株式会社（以下「乙」という）とは、
（検討内容）の検討（以下「本検討」という）を行うにあたり、相互に開示・提供する情報、サンプル等の秘密保持につき、次のとおり契約を締結する。

（情報等の開示）

Powered by DocuSign

言語の変更 - 日本語 | 利用条件およびプライバシー | Copyright © 2021 DocuSign Inc. | V2R

完了報告書はこのようなイメージのものです。

締結済文書（契約）ファイルと共に保管して頂くようお願いいたします。

完了証明書

エンベロープID: 797B6CF68E5A45D78193D46B59637B5F ステータス: 完了
 件名: DocuSignで送信: 秘密保持契約書_サンプル.docx
 ソースエンベロープ:
 文書ページ数: 2 署名: 2 エンベロープ差出人:
 証明書ページ数: 5 イニシャル: 0 Abe Shinya
 自動ナビゲーション: 有効 5-16-27 Higashikaigankita
 エンベロープIDスタンプ: 有効 Chigasaki, Kanagawa 253-0053
 タイムゾーン: (UTC+09:00)大阪、札幌、東京 shinya.abe@docusign.com
 IPアドレス: 118.156.251.8

レコードの追跡

ステータス: オリジナル 保持者: Abe Shinya 場所: DocuSign
 2020/07/31 15:39:24 shinya.abe@docusign.com

署名者イベント	署名	タイムスタンプ
佐井 茂雄 shigeo.sign@gmail.com ドキュ商事 セキュリティレベル: メール、アカウント認証(なし)	 DocuSigned by: 佐井 茂雄 77A6D743DCE44...	送信: 2020/07/31 15:56:48 表示: 2020/07/31 16:25:54 署名: 2020/07/31 16:30:07
電子記録および電子署名の表示条件: DocuSignで設定されていません		
団 春男 haruo.dan@gmail.com スプリングー商事株式会社 セキュリティレベル: メール、アカウント認証(なし)	 DocuSigned by: 団 春男 72B2D7C366449...	送信: 2020/07/31 16:30:08 表示: 2020/07/31 16:31:54 署名: 2020/07/31 16:33:41
電子記録および電子署名の表示条件: 同意: 2020/07/31 16:31:54 ID: ecd08014-4d20-41a5-ba00-66acac3b803a		
同席署名者イベント	署名	タイムスタンプ
編集者配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
代理人配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
仲介者配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
表示確認者イベント	ステータス	タイムスタンプ
カーボンコピーイベント	ステータス	タイムスタンプ

DocuSignによる電子署名による契約は、法的に有効と判断しています。

- 契約は口頭でも成立するものであり（民法522条2項）、当事者が合意をすれば、電子署名による契約（電子契約）であっても有効に成立します（一部の要式契約を除きます。）。
- DocuSignなどのクラウド型電子署名サービスは、電子署名法上の電子署名の要件を満たし得ると明言されています（総務省/法務省/経済産業省「電子署名法第2条関係Q&A」（令和2年7月17日））。
- DocuSignでは以下の機能を有しており、当事者間の合意を証明するのに十分な証拠能力を備えていると判断しております。
 - 電子署名による非改ざん性の証明
 - メール認証による本人確認
 - 完了証明書による電子署名に対するアクティビティの記録

世界にまた新しい世界を。

A new frontier, a new lifestyle.

SEKISUI